特 集 カーボンニュートラル実現に向けて



第13回 カーボンプライシングという仕組みの意味するところ

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 上席研究員

GHG削減の市場経済への埋め込み

みなさんは、ご自分の食料を自給自足していますでしょ うか?難しい人がほとんどでしょう。他者が作ったもの をお金で買ってくるわけです。これは一種の分業=市場 経済であり、できるだけ効率的に低コストで良質の食料 を調達するための仕組みです。もちろん食料だけではな く、わたしたちの経済社会はすべからく、この市場経済 の仕組みで動いています。この効率性を追求する仕組み をGHG(温室効果ガス)排出削減という目的のためにも 用いようとしたものが、カーボンプライシングであり、 社会を動かしている市場経済に埋め込むことで、GHG排 出削減を推進しようとするものです。

カーボンプライシングには、1トンのCO2排出に対し て一定の税率を課す「炭素税」と、1トン分の排出許可 証(排出権)を売買しあう「排出権取引」の2つの制度 があります。その他、排出削減した価値を販売する「カー ボンクレジット」という仕組みも一種のカーボンプライ シングですが、それ単独で排出削減を狙う仕組みではあ りません。販売者の削減分はクレジット購入者の排出増 に繋がるためゼロサムになるわけです。

いずれにせよ、CO2を出せば出すほどコストがかかり、 逆に減らせば(相対的に)儲かるという原理を経済社会 に埋め込むことになるため、人々は知恵を絞って減らそ うとします。政府にとってみれば、どのように削減を行 うかを指定しなくても、市場がカーボンプライシング以 下の低コスト削減機会を見つけて実現化してくれるとい う仕組みであるわけです(実際は他の政策措置とミック スします)。すなわち、カーボンプライシング制度は、そ の適用範囲を広く採り、できるだけ多様な削減オプショ ンをカバーすることで、その経済効率性最大化という特 長が十分に発揮されます。

キャップアンドトレード制度とは?

「炭素税」は、単純に化石燃料輸入段階に、炭素含有 量に比例した課税を行うだけですので比較的シンプルで す。およそ、石炭:石油:天然ガス=5:4:3 の比にな ります。ただそれなりの税率の大きさになると、エネル ギー多消費産業に減免措置を導入したりする必要性が生 じて、一律で一定比率のカーボンプライシングという理 念的な状況からかなり歪んできてしまいます。

一方で、排出権取引制度の代表格である「キャップア ンドトレード」制度は、排出可能総量(キャップ)を設 定し、その分の排出許可証(排出権)を市場で調達し合

うという制度です。排出権価格は、需給の状況で変動し ます。前述の食料などの市場とよく似ています。ただこ れ以上排出できないというキャップがあり、本来の目的 である「環境規制」としての意味が、「キャップの水準設 定のみ」で規定されることは認識しておくべきでしょう。 その他の制度デザインは、経済効率性や公平性といった 別のファクターに関するものになります。

経済効率性は、まさに市場原理を用いる(取引可能で ある)という点に表されます。規制対象範囲や目標設定 は政府が行い、環境面の要請からくる厳格な遵守強制措 置およびモニタリングや報告制度が機能してはじめて、 市場も流動的に機能するという点は重要です。

EUでは、石炭、天然ガス、石油という化石燃料の市場 がかなり大きく流動的な市場を形成していますが、いま では排出権もそれらと同じ程度の大きさと流動性をもち、 ひとつのエネルギーコモディティーとして、その他の燃 料等の市場と相互作用を行っています。実際の取引は、 リスクヘッジのためデリバティブの形態がとられること がほとんどです。製造業者にとっては、排出権は「新た な原材料」と考えられ、環境規制を外的制約ではなく、 生産プロセスに一体化することができます。生産計画に 応じた原材料調達のひとつとなるわけです。

公平性という点では、EUは各種バイアスがかかってし まう初期無償割当を行わない方式に移行しようとしてい ます。排出する分は全量分、市場から排出権を調達する 必要があるというルールです。このために炭素国境調整 メカニズム (CBAM) という一種の関税が導入され、EU 内外の不公平性を調整しようとしています。

なかなか魅力的な性質を持ったキャップアンドトレー ド制度ですが、ひとつ大きな課題があります。制度導入 当初、しばしばキャップが緩すぎるのです。これは「さ まざまな産業界への配慮」の結果、政治的に厳しくする ことが難しいことなどが原因なのですが、その結果、排 出権価格がかなり低い水準に陥ってしまうことになりま す。外部カーボンクレジットの互換性を認めることは、 さらにこの傾向を助長します。そうするとキャップの達 成は保証されるものの、排出権の価格効果によって排出 削減が進むというこの制度のメリットが、消失してしま うことになります。

CO2 1トンはいくらであればよいか?

それでは、排出削減のインセンティブになるレベルの

カーボンプライシングはどの程度なのでしょうか?

たとえば、CO2 1トンあたり1万円の炭素税の場合、エネルギー価格に換算するとどの程度になるでしょう?ガソリンの場合にはリットルあたり23円、電気の場合にはkWhあたり4-5円といったところです。どうでしょう?がんばって削減する気になるレベルではないでしょうか?現在EUで導入されているEU排出権取引制度の場合、近年ではトンあたり60-105ユーロ程度ですので、およそこのレベル(よりすこし上)です。一方で、日本で現在導入されている温暖化対策推進税は、トンあたり289円ですので、価格効果による削減はほとんど見込めません。今後、日本に導入されるカーボンプライシングは、トンあたり千円程度の水準と考えられます。

カーボンプライシングの副産物と日本のGX推 進戦略

そうすると、いまの日本の温暖化対策推進税は、何が 目的なのでしょうか?それは政府税収、つまり、温暖化 対策やエネルギー対策のための特定財源とすることです。

炭素税は、政府に税収が生じる制度です。過去、1990年代はじめに北欧諸国で導入された最初の炭素税は、はるかに高い税率で、政府全体の税制改革の一環として、直間比率を間接税にシフトさせる手段として用いられました(この場合には一般財源化されました)。

日本の場合、GX推進法において、2種類の「成長志向型カーボンプライシング」導入が規定されました。この目的も財源確保です。言い換えると、日本においては排出削減方法は市場が決めるというアプローチよりも、政府が支出政策として決める方法が選ばれていることになります。

また日本政府は、現在他国の技術が市場をリードしている再工ネ等の商用化段階技術より、未商用化の将来技術に期待するところが大きいようです。気候政策というより産業政策として日本製造業の世界市場での確固たるポジション確保を、政府+民間の力で切り拓く考えがGX推進に関する戦略にも現れています。これは、経済産業省の描くブループリントに沿って、日本企業の技術開発が進むことを企図したもので、10年間で20兆円の政府資金が必要とされています。

その資金源としてGX経済移行債という政府債券を新たに発行するわけですが、カーボンプライシングはその

償還原資になるという建て付けになっています(2050年度まで)。このカーボンプライシングは、GX-ETSという一種の排出権取引制度と、炭素に対する賦課金という一種の炭素税です。GX-ETSは現在パイロットが動いていますが、参加や目標設定を自主性をベースにする、不遵守時の罰則がないなど前述のキャップアンドトレードとは大きく異なる独自型です。2026年度から本格フェーズに入ります(詳細は未定)。2033年度から発電部門に対する排出権の有償オークションが開始され、これが政府資金になります。賦課金の方は2028年度からです。

つまるところ、「価格効果によって排出削減を生み出す」という本来のアプローチとは異なり、日本は財源確保のための手段として、カーボンプライシングを位置づけています。余談ですが米国は(カーボンプライシング導入が政治的に難しいという背景もあって)税控除を気候政策の手段の中心に置いています。その意味で、EU、日本、米国が、それぞれ独自のアプローチを行ってきているわけです。

動いてくるアジアと国際運航

近年のアジア諸国は、カーボンプライシングに関して大きく動いてきています。中国(発電部門対象)や韓国はすでに導入していますし、インドネシアも発電部門に導入しました。シンガポールは炭素税の一部をカーボンクレジットで埋め合わせることができる制度を導入、インドは省エネ証書取引制度を運営してきましたがそれを排出権取引制度で置き換えようとしています。ベトナムも2028年から排出権取引制度を導入、タイも新しい気候変動法案の中で排出権取引制度と炭素税が位置づけられ、今後は詳細設計に入るようです。

従来型のカーボンクレジットとの統合化や、おそらく 規制が緩すぎるなどの紆余曲折はありそうですが、パリ 協定下、先進国と途上国という線引きは意味がなくなり つつあります。

また、国際民間航空機関(ICAO)は、CORSIAという一種のキャップアンドトレード制度を導入しています。民間航空会社は、フライト数が増えた分を、エネルギー的に高効率型の航空機、適格なカーボンクレジット、そして持続可能な航空燃料(SAF)を利用することで、排出量を一定水準内に抑える必要があります。そのうちに、領収書細目にCORSIAサーチャージが燃料サーチャージと同じように記されることになるでしょう。

略歴

松尾 直樹

公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)上席研究員

1961年生まれ。大阪大学卒、同大学院理学研究科物理学専攻博士課程修了。理学博士(理論物理学)。(財)日本エネルギー経済研究所、IGES等の研究活動を経て、気候変動問題コンサルタント、BOPビジネス企業経営等に加え、2017年より現職。慶応大学非常勤講師も務める。